

発議案第4号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出するものとする。

令和4年10月31日提出

提出者 北上市議会議員 藤本金樹

賛成者 北上市議会議員 司東道雄

同 三宅靖

同 阿部眞希男

同 安徳壽美子

同 高橋孝二

提案理由

議場等における携帯品の取り扱いについて変更するほか、所要の改正をしようとするものである。

北上市議会規則第1号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則

北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(携帯品) 第150条 [略] 2 <u>携帯電話、ポケットベル</u>を所持している者は、<u>電源を切っ</u> <u>てから議場又は委員会の会議室に入らなければならない。</u></p>	<p>(携帯品) 第150条 [略] 2 <u>情報通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端</u> <u>末及びパソコンをいう。）</u>を所持している者は、<u>着信音及び</u> <u>操作音を発しないよう設定してから議場又は委員会の会議室</u> <u>に入らなければならない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。